

『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

職場定着支援助成金 (個別企業助成コース)

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善など「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入や介護福祉機器の導入等)を行う場合に、助成金を支給します。

対象となる方

- (1) 従業員の処遇や労働環境の改善のために、新たに雇用管理制度を導入し、従業員の離職率を低下させた事業主(介護事業を含む。)
- (2) 介護福祉機器の導入等を行った介護事業主
- (3) 賃金制度を整備し、介護労働者の離職率を低下させた介護事業主

支援内容

導入した制度等に応じて以下の金額が支給されます。

(1) 雇用管理制度助成

① 制度導入助成

労働協約又は就業規則に以下の制度を定め、実際にその制度を実施した場合

- ・評価・処遇制度 10万円
- ・研修制度 10万円
- ・健康づくり制度 10万円
- ・メンター制度 10万円

② 目標達成助成 60万円

①の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から1年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

(2) 介護福祉機器等助成 …導入等に要した費用の1/2(上限300万円)

介護労働者の労働環境の改善のために介護福祉機器の導入等を行った場合

(3) 介護労働者雇用管理制度助成

① 制度整備助成.....50万円

介護事業主が、雇用管理責任者を選任し、労働協約又は就業規則を変更することにより賃金制度を整備(賃金テーブルの設定等)した場合

② 目標達成助成(第1回)……………60万円

①の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から1年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

③ 目標達成助成(第2回)……………90万円

①及び②の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から3年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

ご利用方法

- (1)雇用管理制度、介護福祉機器の導入等又は介護労働者雇用管理制度に係る計画を作成し、計画開始1か月前までに労働局又はハローワークに提出
- (2)労働局長が当該計画を認定
- (3)計画に基づき雇用管理制度、介護福祉機器の導入等又は介護労働者雇用管理制度を実施
- (4)計画期間終了後、2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
- (5)目標達成助成については、計画期間終了から1年経過後の離職率に関する目標を達成していた場合に、目標達成日から2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
- (6)介護労働者雇用管理制度については、3年経過後の離職率に関する目標を達成していた場合にも、上記(5)と同様に支給申請し、受給

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)又は都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>